

3. 登録規則及び同細則における改正点の解説 (特記事項の取扱い関連)

1. はじめに

2002年2月20日付規則第1号(日本籍船舶用)並びに達第1号(日本籍船舶用)及びNotice No.7(外国籍船舶用)により、登録規則及び同細則の特記事項に関する要件が一部改正された。また、船級符号への付記に関して細則が一部改正された。以下、改正された規則及び細則について解説する。

2. 改正の背景

船級符号への付記(Class Notation、以降"Notation"と称する)は、船舶の船級を登録する際に、当該船舶の特殊な設計条件に対応するため等の理由により、なんらかの追加要求/緩和規定を適用した旨を示すものである(登録規則/細則2.1.3)。例えば、船体主要構造部をFRP材料で建造された船舶に対し船級登録を行った際に、鋼船規則に代えて強化プラスチック船規則を適用して船級登録を行ったことを明示するため"FRP hull"なるNotationを船級符号に付記するものである。あるいは、高速船規則を適用して船級登録を行った船舶には船級符号に"High Speed Cargo Craft"等のNotationが、また、バージ規則(鋼船規則Q編)を適用して船級登録を行った船舶に"Barge"のNotationが付記される。

このように船級登録に関する適用規則の説明として使用されるべき表示欄でありながら、従来から使用されているNotationの中には、現実には当該船舶に関するなんらかの情報(設計条件、使用目的、主官庁の航行区域制限、等)を表示する性格のものが散見される。このような内容は本来登録規則に定められるNotationには当たらず、別に定められる(登録規則2.1.5-2)特記事項(Descriptive Note、以降"DN"と称する)に該当する記載内容である。

このような、本来のNotationの主旨に必ずしもそぐわない点を解消する必要がある、Notation/DN表示の運用について修正を図ることとした。具体的な修正の方法としては、本来のNotationに該当しないものはNotationから外すと共に、DNに該当する内容については改めてDNとして明示のうえ表示することとした。なお、従来DNはRegister of Shipsにのみ記載されていたが、今回の改正で船級証書にも記載することとした。

このような修正を行っていくうえで、登録規則/細則の一部を改める必要があり今般該当箇所に手当てを行うこととした。

3. 改正の内容

今回改められた項目は次のとおりである。

- (1) 登録規則に規定される船級証書の様式(様式1a、2、3及び4)を改めDNの記載欄を追加した。
- (2) Notationとなり得る対象を、より明らかにする目的で細則に例示を追加した。(細則2.1.3-2)
- (3) 「特記事項」が適用規則を表示するための項目ではなく、船舶の情報を示すものである旨細則に明記し、さらに「注記」へ用語を変更した。(細則2.1.5、及び規則2.1.5及び3.1.5)
- (4) 従来和英併記であった外国籍船舶用の船級証書を英文表記のみに変更した。(英文細則Form 3A, 4, 5及び6)

4. 今後の規則改正等について

船舶の登録に際し適用された船級規則とNotationの対応については、比較的最近制定された規則にあっては技術規則上に明記される場合も多い(例:高速船規則1編1.2)。しかしながら、全てのNotationについて適用すべき規則が明示されている状況ではない。どの規則を適用した場合にどのようなNotationが付与されるかについては、今後各々の技術規則中に明記することとし、順次規則改正等の必要な手当てを行っていく計画である。

また、既存のNotationの中には規則とNotationとの関係の見直しによりNotation/DNの分類を変更する必要がある場合も生じる。これらの見直しは規則改正等の作業と並行して進めていくこととする。船級証書の書替え、データベースの修正等の一連の作業は今回の登録規則改正の発効日(2002年7月1日)以降、対応する規則改正/整備の進捗状況に合わせ順次行っていくこととなる。

[補足説明:注記(Descriptive Note)について]

登録規則細則2.1.5-2において「本会が必要と認めた場合は、特殊な構造、積荷の種類等を船級登録原簿に注記として記載する。」と規定されている。また、旧登録規則細則において海洋構造物の設計水深/設計波高が例示として示されていた。

登録規則に定義されるNotationに当たらない内容であっても「注記」に該当するものについては、改めてDNとして表示することができる。即ち、従来はNotationに含まれていた設計条件(液化ガス運搬船の設計温度/圧力、潜水船の設計深度)、あるいは主官庁の定める航行区域制限、オペレーション上特定の貨物に限定している専用貨物運搬船(船級登録上の規則適用に影響する構造上の特殊性が無い

物) 等の項目は DN 欄として表示する項目となる。

また、従来から DN は Register of Ships に公表されていたのに加えて、今後は船級証書にも表示されることとなる。(証書様式の体裁は次の新船級証書様式 1a を参照されたい) 例

えば次の液化ガス運搬船の例では Notation の欄に設計条件含めた記載がされていたが今後は登録規則の規定に則して Notation/DN の欄にそれぞれ分けて記載されることとなる。

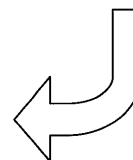
(参考例)

*NS * (Tanker, Liquefied Gases - Maximum Pressure 18.0kg/cm² and Minimum Temperature 0 °C Type 2PG)*

Classification

*Characters (s) : NS * (Liquefied Gas Carrier Type 2PG)*

Descriptive Note (s) : (Maximum Pressure 18.0kg/cm² and Minimum Temperature 0 °C)



様式 1(a)



日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

IMO Number
IMO 番号

CERTIFICATE OF CLASSIFICATION

船 級 証 書

Ship's Name
船名

Classification Number
船級番号

Registered Gross Tonnage
登録総トン数

Official Number
船舶番号

Moulded Dimensions; Length
主要寸法 長さ

Breadth
幅

Depth
深さ

Owner
所有者

Port of
Registry
船籍港

Flag
国籍

When Built
製造年月

Builders, Where Built
製造者、製造地

Main Propulsion Machinery; Description
主推進機関 種類

Number
数

THIS IS TO CERTIFY THAT the above ship having been surveyed for
classification on and found to be in compliance with the
Society's Rules and Regulations, has been assigned a class and entered in the
Classification Register with the undermentioned Classification Character(s).

上記船舶は、本会の規則に基づいて 年 月 日 船級登録のための検査を
受け、規則に適合したと認められた。よって、上記船舶に船級を付与し、下記の符号を
以って本会の船級登録原簿に登録したことを証明する。

Classification

Character(s):
船級符号

Descriptive Note(s):
注記

This Certificate is valid until
compliance with the Society's Rules and Regulations.

subject to continued

本証書は、上記船舶が本会の規則に適合していることを条件として 年 月 日迄有効である。

Date of Issue
発行日

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

Place of Issue Tokyo
発行場所 東京